

宗教々育答申案に就いて

東京帝大教授
文學博士

入澤宗壽

宗教教育答申案及通牒に就いては「教育思潮研究」(第十卷第一輯)にも評して置いたが、此の兩者を比照して見ると、互に異なる點のあるのを甚だ興味深く感ずる。宗教々育答申案と云ふのは、昭和十年の春に、各地の師範學校に宗教科を設置してはどうかとの意見が文部省方面から出て、其の可否が問題となつたので、宗教家並に教育家が約十回に亘つて協議を重ねた結果、十月初旬に總會を開いて議決し、之を文部省に答申した案であつて、其の答申案を得て、或る部分を削除し、各校へ配附したものが通牒である。以下兩者を比較しつゝ予の考へを述べて行かうと思ふ。

先づ第一に述べる必要がある事は、斯かる案を生ずるに至つた事情、換言すれば、協議會なるものが開催されて、答申案・通牒となるに至つた次第であらう。明治以後の教育の状況を振顧つて見る者は誰でも直ぐに氣の注ぐ事であるが、明治初年の教育は主智主義的教育であつて、精神的・心靈的・宗教的方面からは離れた教育であつた。勿論英米思想の教育は永く續かないで、やはり我日本固有の宗教的精神教育が之に代つて行はれたが、教育者自身に其の意識が無かつたのみならず、寧ろ宗教といふ事を考へに置いて教育するのは、教育を損ふものであると考へられた時代さへあ

つたのである。さういふ時代の教育を培ふものは、主として物質的功利主義、主智主義であつて、敬虔な宗教的精神の方面は殆ど無關心に置かれてゐた。斯うした宗教と教育との分離が殊に著しくなつた原因は、基督教と日本精神との衝突にあると考へられるが、それが歴史的事件として現實に現れたのは明治二十五・六年の事である、恰もそれは私の幼少の時であつたので、直接の知識はないが、文書に依つて見ると、基督教主義の學校並に教師等の不敬事件が屢々起つて、それが機縁で宗教對教育の問題が世間囂々の議となつてゐる。そこで曾て政治對教育の問題に關して、政治と教育とを分離し、政治的自由思想が學校の中へ入るのを防止する目的で、教育者が政治に干與することを禁遏すると共に、政治の事を教育に取入れることをも忌避した政策に倣つて、明治三十二年に宗教と教育とに關する文部省訓令十二號が出た。これは周知の如く、學校に於て宗教上の教義を教へ儀式を行ふことを得ずといふ禁令であつて、多くの諸外國が宗教の中に於て修身教育を行つてゐるのは異り、全然宗教科を置かない我國從來の教育方針を一層強化したものであつた。ところが此の方針は果して正しいものかどうかと云ふと、其處に多少の疑問がある。既に西洋諸國では宗教の中で精神教育を行つてゐるやうに、宗教が明らかに文化の一方面たる以上、之と教育とが手を携へることは必要である。例へば經濟教育があらねばならぬやうに、政治教育・公民教育が要せられるやうに、凡そ文化の各方面は皆、教育の中に含まるべきである。或る時代の教育には經濟知識の加味が少かつたため經濟教育運動が起つて、其の要素をヨリ多く包含せしめよと要求した事があるが、それ等と同じ意味で、宗教と教育とが互に提携しあふ事は確に必要である。併しながら其の宗教が教育を獨占するに至ると、又、一種の弊害があつて、教育を破壊する事となる。現状を以て言ふと、獨逸の小學校に於けるが如く、小學教育と宗教方面の教育との間がスムーズに行かないで、それが爲に學校教育の能率

を妨げる事となるのである。佛蘭西及び瑞西で宗教々育を一たび小學教育から斥出した歴史があるのは、全く其の弊害を恐れたからである。

故に最初から宗教を學校内に入れず、明治三十二年には一層嚴密に之を排斥した我國の方針は、是等の弊害點から考へると、確に賢明な策であつたとも言へるが、宗教が文化の一方面として教育と提携すべきものであるに關らず、他の文化方面のみがあつて、宗教だけは埒外に分離されてゐる有様では、これ亦教育上の能率を妨げるものであるから、修身教育及び訓練の實際上に宗教要素を加味する事にしたいとの要求が、其の後教育の實際家の中に起つて、次第に其聲が高くなつた。これは宗教家の方から教育の中に割込まうとする運動ではなくして、さうした實際家の會議の決議の形で現れたのである。其の要求の傾向が最も著しくなつたのは大正から昭和へかけての事であつた。私なども其の以前から國民道德の宗教化といふ語で、從來の如く道德基礎一偏の教育でなしに、民族宗教の重要性といふ事を深く考へて、精神的心理的方面からする修身教育考察の必要を多年主張して來たのであるが、前示の時代には其の必要が次第に強く認められて、高等女學校校長會議・中學校長會議等でも、宗教精神の陶冶に就いて議決したりしてゐる。それで文部省でも此の傾向に相當注意を拂ひ、昭和三年七月に開かれた學務部長會議の席上では、文部當局の言として、宗教全般に通ずる知識を學校で授ける事は妨げないとの意味を述べたが、其の後、昭和七年十二月に三重縣からの質問に答へて、通宗教的情操の陶冶は毫も拘束する所に無之云々との通牒を發してゐる。

文部省側の此の意見に對して、「通宗教的情操の陶冶などといふやうな事が出来るものではない、實際上の効果はもつと、コンクリートな宗教の基礎の上に立たねばならぬ」と評する人もあるが、それでは恰も何かの政黨に入らねば政治

教育は出来ないと言ふに近い論結に陥りはしないだらうか。とにかく、文部省では、學校教育に支障なき限り之を宗教の會合に使用しても差支がないといふ所まで進んで來てゐるのであつて、斯くして宗教的情操教育或は宗教々育が現實に行はれんとする空氣が、教育家・宗教家は勿論、文部省方面に於ても醸し出されてゐるのである。そこで前示の答申案を基礎として、昭和十年十一月二十八日に通牒を發し、明治三十二年の文部省訓令第十二號は、特定の教派・宗派儀式的禁止であつて、宗教情操を涵養して人格陶冶に資することは毫も妨げない、但し運用が適正を缺くに於ては弊害なしとしないから、左記の要項に留意して遺憾なきを期せられたいとの意味を、汎く教育關係方面に通告したのである。

二

さて、以上に延べた所は、宗教々育協議會の答申案、並にそれに基礎を置く文部省通牒を生むに至つた簡單なる歴史的敘述であるが、元來此の協議會は、師範校に宗教科を設置する事の可否如何が前提問題となつて開かれたものであるから、答申案の第一項には、先づ其點に觸れて、師範學校に於て特に宗教科を設置することは、篤と調査研究を要するものと認むと、決議してゐる。坊間傳ふる所では、小學校で宗教的情操教育が必要ならば、師範校で宗教々育知識の教育がなければならぬとの意味で、其の可否が相當烈しく論議されたが、九回に亘つて研究を重ねても遂に其の決を見なかつたので、「篤と調査研究云々」と逃げたのであると云はれてゐる。そこで答申案を問題とする場合、やはり先づ此の第一項に觸れて批評する必要があると思ふが、之を前述の政治教育方面に比照して考へると、小學校には其の方面の教科がないに拘らず、而も其の必要は十分に認められてゐるので、師範校の公民科の任務・目的を定めた部分に従つて、

小學校の公民教育を指導するやうに、と云ふ事になつてゐる。さすれば、小學校に宗教的情操教育が必要であるならば、當然師範學校に宗教科を設置すべきであると考へられる。然るに何故協議會が「篤と調査研究云々」と逃げたのかと云ふと、宗教科を設置する場合、其の擔任教師が宗教の内容に觸れて議論するに當つて、基督教・佛教・神道、何れの宗教にも公平に亘れば問題はなからうが、主調を一宗一派に置いて論ずるならば、其處に可なり厄介な問題が湧起する。これは曾て教誨師の教誨に就ても舊議を招いた先例が存するのであるから、それ等の點を考へて決議を回避したのである。故に私は、そんな問題の起らぬやう、師範校では主として宗教史を教へるやうにして、それに依つて宗教とは如何なるものかの概念を興へることが宜しいと思ふ。現に私なども、大學で宗教の講義を聴いたが、結局どの宗派にも片寄らなかつた。尤も其の教師の教へ方にも由る事であらうが、何處までも客觀的な態度を失はないならば、決して弊害に導かれる事はないかと考へるのである、現に一二の師範學校では宗教科を設けてゐる所があるが、別に弊害を起してもゐないやうである。宗教々育の必要が確に認められる以上逃げを張らずに、進んで其の内容及び教師の問題にまで觸れて、自信を述べるべきであつたと思ふ

答申案の第二項以下三項は、依命通牒となつて現れてゐるものと、文句に於て變動はない。以下簡單に其の内容を述べると、先づ第二項には、宗派的教育は、家庭に於ける宗教上の信仰に基いて、自然の間に行はるゝと共に、宗教團體の活動による教化に俟つべきであつて、學校教育は、一切の教派・宗派・教會等に對して中立不偏を保持すべきものとすゝるとある。これは極めて然るべき事であつて、若しも一宗一派に偏るならば、當然其處に問題が起り、特に對立的な宗派の數が多いところでは、一層それが激化されるであらうから、中立を保持するといふ事は確に賢明な方針であつ

て、此の方針に由るならば、宗教科の設置は決して不可能でないと思ふ。一部の論者は、成立宗教の基礎の上に立たないで、どうして宗教的情操教育が施せるかと非難するが、元來宗教情操は兒童に内存するものであるから、特に成立宗教の一つに固まらずとも、宗教的發芽を培養する上に大した困難はないと思ふ。又特に民族的宗教の立場に立つて教育を進めるならば、それは成立宗教でないのだから、教育と聊かの衝突もなく敬虔の態度を持してゆくことが出来、同時に國民道徳的な精神教育も與へることが出来る。或る論者は答申案を評して、徒らに漠然たる示唆を與へるよりは、寧ろ一步を進めて日本精神の教養、民族的宗教の教養に盡力せよと判然言明した方がよいではないかと云つたが、これは判然と言明することによつて紛議を招くことを憚つて差控えたものであらう。何も特に言明せずとも、文部省の通牒のまゝで、其の意味の宗教情操を養ひ得るのでないかと私は考へる。此の事と聯關して答申案第四項の1には、學校に於て行ふ儀式は、一層莊重嚴肅ならしむべし、とあるが、之を通牒では慎重に削除してゐる。答申案と通牒との相違について面白い處を發見すると初めに述べたのは此の事である。恐らくこれは、文部省の訓令十二號に、宗教の儀式を行ふことを得ずとある其の儀式と、國民的儀式との關係が論ぜられることを憚つて削除したのではないかと忖度せられるが、或る論者は、學校で行ふ國民的祝祭日の儀式は、日本國民たる以上皆行はねばならぬものであつて、それには宗教要素なしとし、延いて又神社の禮式にも成立宗教的な要素はないと論じてゐる。何れにしても斯かる國民的儀式の機會を活用して、敬虔的な精神態度を養成するのは必要な事であつて、其の爲には之を莊重嚴肅ならしめるのが當然であると思ふが、通牒では其の問題化を恐れて避けたのである。併しながら既に述べたやうに、これは極めて大切な問題であつて、曾て大正十五年の十月に開かれた帝國教育會主催の全國小學校教員大會では、宗教的信念の基礎を培養する

爲の方法として、募參・弔問・追悼會等の國民的儀式の外、學校行事等の機會を利用すべきことを決議してゐるのである。其の意味に於て私は、種々の國民的儀式を一層莊重嚴肅ならしめる事によつて、益々宗教々育、宗教的情操教育の目的を達成することが出来るのであると思ふ。

三

答申案の第三と通牒の第二とは殆ど同文であるが、只答申案には、一般の學校に於ては云々と、特に「一般」の字があるのに通牒にはそれが無い。即ち兩者を通じて、一般の學校に於ては、家庭及社會に於ける宗派的教育に對し保持すべき態度として其の(イ)に、家庭及社會に於て養成せられたる宗教心を損ふ事なく生徒の内心より發現する宗教的欲求に留意し、苟も之を輕視し又は侮蔑するが如きことなからんことを求めてゐる。これは甚だ必要な注意であつて、明治以後の環境狀態として、曾ては小學生等をして宗教と無關係ならしめんとするが如き時代があつて、之が爲に日本國民でありながら神社の前で何等の敬意をも表せずに行き過ぎるやうな物質主義的な事態を生じた事もあつた。其の後、敬神思想が次第に又盛となり、神社參拜の獎勵が頻に行はれるに至つて、其の傾きは大いに減じたが、根本にまだ宗教に冷淡な態度が横たはつてゐるやうでは、宗教的情操の教育は行はれるものでない。其の意味に於て此の(イ)の留意事項は大に必要なのである。次に其の(ロ)としては、正しき信仰は之を尊重すると共に、苟も公序良俗を害ふが如き迷信は之を打破するに力むべしとある。極めて分りきつた事の注意のやうであるが、疑似宗教の蔓延つてゐる今の時に於ては、これ亦必要を認むべきである。其次に又答申案の(ハ)では、學校に於ては他の宗教々育機關たとへば日曜學校、夏季講

習會などとの關係に留意すべしとあるが、これは通牒に削除されてゐる。大した問題ではないが勿論必要であらう。次は答申案の第四項で、通牒ではこれが第三になつてゐるが、此の一項は甚だ重要部分を成してゐる。それには次の如く

「一般の學校において宗教的教育を施すことはこれを認むるを得ざれども(通牒には絶対ニ之ヲ許サザルモ、人格ノ陶冶ニ資スル爲とある)學校教育を通じ宗教的情操を涵養し品格の教養に資することは、(通牒、宗教的情操ノ涵養ヲ圖ルハ)極めて必要なり。固より學校教育ハ固ヨリ教育勅語を中心として行はるべきものなるが故に、これと矛盾するが如き内容および方法をもつて宗教的情操を涵養するがときはこれを許さず(通、涵養スルガ如キコトアルベカラズ)」

とあるが、これは固より當然の事である。此の他答申案には、「宗教的情操を涵養し品格の教養に資することは極めて必要なり」の次に、「教育者の養成を目的とする師範學校に於て特に其必要を見る」の文句が入つてあるのを見たが、通牒には削られてゐる。

その次には、答申案・通牒、凡そ同一の文句で、「宗教的情操の涵養に關し學校教育上特に留意すべき事項左の如し」として、共に九項を列擧してゐるが、但し前にも述べたやうに、答申案の(一)に掲げてある「學校において行ふ儀式は一層莊重嚴肅ならしむべし」の項が通牒にはなく、答申案の(二)即ち通牒の1には、修身公民科の教授においては一層宗教的方面に留意すべし。次は(答三、通2)哲學概説(通には概説の字なし)の教授においては一層宗教に關する理解を深め、宗教的情操の涵養に意を用ふべし。次に(答四、通3)は、國史においては宗教の國民文化に及ぼしたる

影響、偉人の受けたる宗教的感化、偉大なる宗教家の傳記などの教材を多からしむべし、とあるが、これも確に必要な條項である。

次に(答五、通4)は、その他の教科においても、その教材の性質に應じ適宜宗教的方面に留意すべし。(答六、通5)は宗教に關する適當なる参考圖書を備へ、生徒の修養に資せしむるも亦一方法たるべし。(答七、通6)は、追弔會、理科祭、遠足、旅行などに際してはこれを利用して宗教的情操の涵養に資すべし、とあるが、これは最も必要な事項である。其次(答八、通7)には、適當の機會(通、授業ニ差支無キ限り適當ノ機會)に於て高德なる宗教家等の修養談を聞かしむるも亦一方法たるべし。(答九、通8)は、校内又は校外に於ける教員及び生徒の宗教に關する研究又は修養の機關に對し適當なる指導を加へ、寛容の態度を保持せしむべしと、これは殆ど同一の文句であるが、通牒は更に其次に9の一項を加へて、「以上各項ノ實施ニ際シテハ一宗一派ニ偏セザル様特ニ注意スベシ」としてゐる。

そこで全體を通觀して、答申案の第一項に師範學校に於て特に宗教科を設置するは篤と調査研究を要するものと認むとある文句以外に、反對はないが、大に必要な儀式の問題を抜き去つたのは甚だ宜しくないと思ふ。私は儀式・年中行事の教育的價値を力説せんとする者であつて、其の意味から答申案及び通牒に出てゐる追弔會・理科祭・遠足・旅行等の機會を利用して宗教的情操の涵養に資すると云ふ事は非常に結構であると思ふが、前にも一言した通り、此の點に就ては、全國小學校教員大會の決議の方が、更に一層具體的に好く出來てゐると思ふ。此の小學校教員大會の決議では宗教的信念の基礎を培養するには如何なる方法を取るべきやが主題となつてゐたのであるが、答申案に列記する所が、其の所謂の信念培養の基礎に當るならば、寧ろそれは小學校教員大會の決議よりも劣つてゐる。儀式を一層莊重嚴肅なら

しめるのは固より其の所であるが、宗教的情操の涵養に利用すべき機会を、追弔會・理科祭・遠足・旅行等に限定したのは不十分である。小學校教員の決議の方では、其の他に募參があり、弔問があり、學校行事ともあつて、具體的な條項を多く捉へてゐる。只、遠足・旅行といふ事が、答申案・通牒の方にはあつて、決議には缺けてゐるのである。遠足・旅行等を利用して宗教的情操の涵養に資する機會も存する事とは思ふが、それだけでは漠然としてゐる。これは學校行事に依つて敬虔の念を養ふ事とある決議の方が優つてゐると思ふ。現に或る學校では、其の所謂る學校行事の一つとして、雛祭・盂蘭盆會等種々の年中行事的な機會を利用して、宗教的情操の教養に資してゐる外、或る學校では又、毎日一定の時間を限り生徒を神棚の奉安された修養室に入れて、其處で靜に考へる式を行ひ、或は兒童に玉串奉奠の式を行はしめて、敬虔の念の養成に力めてゐる所もある。斯の如く學校行事を通じ、行に於て敬虔の念を養ふといふことは甚だ必要である。

尤も個人としては、追悼會とか、募參・弔問等の事は無い方が幸福であらうが、さうした機會が起つたならば、それを利用する事にして、例へば兒童の同級生が亡くなつたやうな場合には、その偶然の事故を利用して宗教的情操の涵養に資するのは極めて大切な事であると思ふ。本日は恰も明治聖徳記念學會に功勳のあつた物故會員の追悼會に列なる機會を興へられて、私自身が敬虔な心持を涵養し得たが、なほ私個人としては、舊臘に先輩同様の教授を失ひ、又元日の朝には親戚が同じく腦溢血で働れたとの通知に接し、更に其の後間もなく同郷の先輩の易簣を報ぜられた。さうした偶然の事故がある度に、宗教的情操は益々教養されるのである。獨逸では民族宗教といふ事が問題になつて、それと基督教とを結びつける運動が起り、又、神話を復活して興國精神の涵養に資せんとしてゐるが、我國でも國民的宗教(或は

民族的宗教により、儀式の行事を通して、體驗・行動の上から教養する事が大切である。然るに其點に於て答申案は、小學校教員の決議よりも稀薄化され、それが爲に、答申案に於ては、宗教と教育と分離の傾向が強いとか、或は甚だ消極的であるとかの批評を受けてゐる。答申案が既にネガチーブであるから、それを基礎とした文部省の通牒に至つては一層消極的である。

そこで之に對して極端に積極的な主張を持する者は、宗教的教育を遠慮なくやらせるべきであると主張するが、餘りに強く宗教的色彩を加へ過ぎると、我國の學校教育の意味と矛盾し撞着するから、其の意味で答申案及び通牒が、學校全體に對して一宗一派に偏せしめないやう注意させたのは至當である。只慾を言へば宗教科設置といふ事に向つて、もつとシツカリした方策をきめてかゝるべきであつたと思ふ。殊に通牒では、答申案に現れてゐる儀式の莊重嚴肅化に關する一項を抜いてゐるが、それ等の點に於ける宗教的情操教育は、もつと積極的に考へていゝのではないかと考へる。

私は初めに明治以後の宗教と教育との關係を簡単に述べたが、今少し遡つて、徳川時代に踏み込んで考へて見てはどうであらうか。當時の教育には、神道方面のものゝ外、佛敎・儒敎の要素も可なり入つてゐたが、別に又、心學とか報徳敎とか云つた類のものがあつて、假令當時の成立宗教ではなかつたとしても、確にスピリチュアルなものとして、民衆を感化し教導して、大きな影響を與へてゐたことは、今更言ひ立てるまでもない所である。

故に色々な敎の中に、又、國民としての行動の中に、幾多宗教情操の涵養、人格の陶冶に、資すべきものは包含されてゐるのであるが、之を活用に置くと否とは、小・中學の教員其の人に懸つてゐるといふ事になる。我が國の民族宗教、國民道徳の中にも宗教的要素は可なり多く含まれてゐるのであるから、教育者は先づそれ等に就て知らねばならぬ。私

は十數年來、國民道德の宗教化といふことを唱へて來たが、宗教々育の立場から見て、民族的な宗教としての神道からはサゼストされる所が多いと思ふ。神話のままの神道でなく、又アストンなどの解した神道ではなく、佛教思想・儒教思想で發展せしめられた神道思想、又は神の考へ方によつて、將來の國民の徳、宗教情操の教養を圖ることは最も日本國民の教育上に適したものであると考へるのである。

賀 茂 百 樹

信濃路に温泉は多し音に聞く

淺間の山を火所にして

中 村 雄 一

おもひなしわづらひもなし筑波野の

田守の宿の夏のおきふし